

緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
○東京都板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準	○東京都板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準
平成7年8月31日東京都板橋区告示第319号 改正 平成11年4月19日告示第435号 平成14年2月27日告示第67号 平成21年10月9日告示第348号 平成27年3月20日告示第92号 令和4年7月7日告示第294号	平成7年8月31日東京都板橋区告示第319号 改正 平成11年4月19日告示第435号 平成14年2月27日告示第67号 平成21年10月9日告示第348号 平成27年3月20日告示第92号
東京都板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準	東京都板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準
東京都板橋区緑化の推進に関する条例第17条第2項の規定による緑化に関する基準（昭和54年板橋区告示第202号）の全部を改正する。	東京都板橋区緑化の推進に関する条例第17条第2項の規定による緑化に関する基準（昭和54年板橋区告示第202号）の全部を改正する。
東京都板橋区緑化の推進に関する条例（昭和54年板橋区条例第36号）第13条の3第2項の規定に基づき、同項に規定する緑化に関する基準を、次のとおり定め、平成7年10月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日から平成7年12月28日までの間は、この告示による改正前の東京都板橋区緑化の推進に関する条例第17条第2項の規定による緑化に関する基準により処理することができる。	東京都板橋区緑化の推進に関する条例（昭和54年板橋区条例第36号）第13条の3第2項の規定に基づき、同項に規定する緑化に関する基準を、次のとおり定め、平成7年10月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日から平成7年12月28日までの間は、この告示による改正前の東京都板橋区緑化の推進に関する条例第17条第2項の規定による緑化に関する基準により処理することができる。
第1 開発行為等を行う土地の緑化に関する基準	第1 開発行為等を行う土地の緑化に関する基準
1 用語の定義	1 用語の定義
この基準において用いる用語は、次に掲げる定義による。	この基準において用いる用語は、次に掲げる定義による。
(1) この基準において「開発行為等」とは、条例第13条の3第1項各号に掲げる行為をいう。	(1) この基準において「開発行為等」とは、条例第13条の3第1項各号に掲げる行為をいう。
(2) この基準において「事業面積」とは、開発行為等を行う土地の面積をいう。	(2) この基準において「事業面積」とは、開発行為等を行う土地の面積をいう。
削除	(3) この基準において「大規模適用事業(1)又は(3)」とは、板橋区大規模建築物等指導要綱の適用事業(1)又は適用事業(3)のうち集合住宅に係るものの適用を受けるものをいう。
(3) この基準において「 建蔽率 」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条の規定により定められた値をいう。	(4) この基準において「 建ぺい率 」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条の規定により定められた値をいう。
(4) この基準において「 低木 」とは、植栽時の樹高が0.3メートル以上1メートル未満の樹木をいう。	(5) この基準において「 低木 」とは、植栽時の樹高が0.3メートル以上1メートル未満の樹木をいう。
(5) この基準において「 中木 」とは、植栽時の樹高が1メートル以上 2.5 メートル未満の樹木をいう。	(6) この基準において「 中木 」とは、植栽時の樹高が1メートル以上3メートル未満の樹木をいう。
(6) この基準において「 小高木 」とは、植栽時の樹高が 2.5 メートル以上3メートル以下、成木時の樹高が3メートル以上の樹木をいう。	(7) この基準において「 高木 」とは、植栽時の樹高が3メートル以上4メートル未満の樹木をいう。
(7) この基準において「 高木 」とは、植栽時の樹高が3メートルより大きい樹木をいう。	(8) この基準において「 大高木 」とは、植栽時の樹高が4メートル以上の樹木をいう。
(8) この基準において「 地被類 」とは、芝、多年草及び木性のツル植物等をいう。	(9) この基準において「 地被類 」とは、芝、多年草及び木性のツル植物等をいう。
(9) この基準において「 接道部 」とは、建築基準法第42条に規定する道路に接する敷地又は区域の部分及び道等（同法第43条第2項第1号の規定による認定に係る同号に規定する道又は同項第2号の規定による許可に係る農道その他これに類する公共の用に供する道若しくは通路をいう。）に接する当該認定又は許可に係る建築物の敷地の部分をいう。	
2 必要緑化面積の基準	2 必要緑化面積の基準
(1) 開発行為等を行う者は、 別表第1及び別表第2 に掲げる必要緑化面積基準により算出された面積（以下「必要緑化面積」という。）以上の緑化された面積（以下「緑化面積」という。）を 別表第1 にあっては 地上部 で、 別表第2 にあっては 地上部と建築物上確保しなければならない 。	(1) 開発行為等を行う者は、別表第1に掲げる必要緑化面積基準により算出された面積（以下「必要緑化面積」という。）以上の緑化された面積（以下「緑化面積」という。）を地上部と建築物上確保しなければならない。
ア 地上部の必要緑化面積算出の基礎となる面積（以下「地上部緑化対象面積」という。）は、事業面積から公共施設及び公益施設として公共団体等に移管される施設（公園を除く。）並びに公道に接して緑化しない自主管理歩道施設の設置に要する土地及びその他区長が認める施設の面積を控除して算出する。	ア 地上部の必要緑化面積算出の基礎となる面積（以下「地上部緑化対象面積」という。）は、事業面積から公共施設及び公益施設として公共団体等に移管される施設（公園を除く。）並びに公道に接して緑化しない自主管理歩道施設の設置に要する土地及びその他区長が認める施設の面積を控除して算出する。

イ 建築物上の必要緑化面積算出の基礎となる面積（以下「屋上部必要緑化対象面積」という。）は、建築物の屋上部分（以下「屋上部」という。）で、建築物の管理に必要な施設を除いた植栽の維持管理が可能な部分とする。	イ 建築物上の必要緑化面積算出の基礎となる面積（以下「屋上部必要緑化対象面積」という。）は、建築物の屋上部分（以下「屋上部」という。）で、建築物の管理に必要な施設を除いた植栽の維持管理が可能な部分とする。
削除	(3) 地上部の必要緑化面積算出式の控除率は、別表第2に掲げる値とする。
(3) 事業面積350平方メートル未満の土地に対する地上部の必要緑化面積算出式の緑化率は、別表第3に掲げる値とする。	(4) 地上部の必要緑化面積算出式の緑化率は、別表第3に掲げる値とする。
(4) 事業面積350平方メートル以上の土地に対する地上部の必要緑化面積算出式の緑化率は、別表第4に掲げる値とする。	
3 緑化面積の基準	3 緑化面積の基準
(1) 緑化面積とすることができるのは次に掲げるもので、上空が遮へいされていない部分の面積とする。	(1) 緑化面積とすることができるのは次に掲げるもので、上空が遮へいされていない部分の面積とする。
ア 地上部緑被地 樹木若しくは地被類と樹木により構成された地表面の植栽地	ア 地上部植込地 地表面の植栽地
削除	イ 接道部植込地 地上部植込地敷地と道路が接する部分から5メートルまでの範囲内（ただし、道路から容易に見通せるものとする。）（以下「接道部」という。）に設けられる植込地
イ 生けがき 樹高1メートル以上の樹木によりつくられた垣根	ウ 屋上部植込地 建築物上の屋上等に設けられる植栽地
ウ 樹林 既存樹木の集団及び下草等が一体的に形成されているもの	
エ 竹林 既存竹の集団及び下草等が一体的に形成されているもの	
オ 単独木 他の植栽地から独立して植樹され、枝葉が他の樹木と接していない樹木	
カ 公開空地 次の各号全てを満たす広場、空地、緑地（以下、「広場等」という。）は、その広場等の面積の全てを緑化面積に算入することができる。 一 広場等が道路等の公共施設に隣接して配置され、その面積が500平方メートル以上のもの 二 広場等の面積のうち2割以上が緑化されているもの 三 日常一般に公開されているもの 四 都市計画法、建築基準法、板橋区大規模建築物指導要綱等に基づき設置されるもの又はこれらに類するもの	エ 公開空地 総合設計制度による公開空地、特定街区制度による有効空地、板橋区大規模建築物等指導要綱による緑地広場及び板橋区大規模建築物等指導要綱又は沿道地区計画における「壁面の位置の制限」に基づく空地の整備基準による自主管理歩道等で緑化が図られているもの
キ 緑化施設 植栽地と一体的に整備された池、水面又は歴史資源	
ク 緑被面積 樹木の高さに応じて、その樹木の枝振りの大きさに換算した面積	オ 緑被面積 樹木の高さに応じて、その樹木の枝振りの大きさに換算した面積。
削除	カ 樹冠緑被 地表面で、別表第4に掲げる緑被面積に、植栽する樹木の数量を乗じて算出されたもの
ケ 屋上部植込地 建築物上の屋上等に設けられる植栽地。	
削除	(2) 接道部植込地は、地面に実際に確保した植込地の面積（以下「実面積」という。）の1.5倍を緑化面積として算入することができる。
(2) 地上部又は屋上部での緑化が困難な場合、それぞれの必要緑化面積の一部を別表第6の基準に従い屋上部、地上部又は壁面の必要緑化面積に振り替えることができる。ただし、算出された値が1平方メートルに満たない場合でも、1平方メートル以上の植栽地を設置するものとする。	(3) 地上部又は屋上部での緑化が困難な場合、それぞれの必要緑化面積の一部を別表第5基準に従い屋上部又は地上部の必要緑化面積に振り替えることができる。ただし、算出された値が1平方メートルに満たない場合でも、1平方メートル以上の植栽地を設置するものとする。
(3) 地上部に植栽された単独木の緑化面積又は屋上部の緑化面積は、別表第5に掲げる緑被面積に、植栽する樹木の数量を乗じて算出されたものとする。ただし、中木及び低木の緑被面積を、地上部の緑化面積として算入できるのは、事業面積350平方メートル未満の土地に限る。	(4) 緑化された自主管理歩道又は屋上部の緑化面積は、別表第4に掲げる緑被面積に、植栽する樹木の数量を乗じて算出される面積とする。ただし、緑化された自主管理歩道の緑化面積は、歩道面積を上限とする。
削除	(5) 樹冠緑被を緑化面積として算入できるのは、建ぺい率が10分の10の区域内の場合に限る。
(4) 生けがきは生けがきの延長に幅を乗じた面積を緑化面積とすることができる。ただし、生けがきの幅が60センチメートル未満の場合は、生けがきの幅を60センチメートルとして算出し、最低幅50センチメートル以上の植栽地を設けることとす	

る。	
(5) 壁面の緑化面積は、壁面に設置された補助資材で覆われた面積を緑化面積として算入することができる。ただし、緑化面積に算入できるのは、1箇所につき植栽基盤から3メートルまでとする。	
(6) 保存樹木若しくはこれと同等な既存樹木は、別表第5に掲げる緑被面積に、保存する樹木の数量を乗じて算出される面積を緑化面積として算入することができる。	
(7) 保存生けがき若しくはこれと同等な生けがきは、生けがきの延長に幅を乗じた面積の1.5倍を緑化面積とすることができる。	
(8) 保存樹林若しくはこれと同等な樹林は、樹林面積の1.5倍を緑化面積とすることができる。	
(9) 保存竹林若しくはこれと同等な竹林は、竹林面積の1.5倍を緑化面積とすることができる。	
4 緑化面積の植栽基準	4 緑化面積の植栽基準
地上部の植栽本数算出の基礎となる面積（以下「植栽本数基準面積」という。）は、地上部必要緑化面積に、屋上部から地上部へ振り替えた必要緑化面積を加え、公開空地、樹林、竹林、植栽地と一体となった水面、植栽地と一体となった歴史資源及び地上部から屋上部又は壁面へ振り替えた必要緑化面積を控除して算出する。	
(1) 地上部植栽本数基準面積10平方メートルあたり小高木1本、中木2本及び低木10本以上（小数第一位四捨五入）の樹木を植栽しなければならない。（以下「基準植栽」という。）ただし、事業面積350平方メートル未満の土地を除く。	(1) 緑化面積とする植込地には、その面積（接道部植込地においては実面積）に8平方メートルあたり高木1本、中木4本及び低木20本以上の樹木を植栽しなければならない。（以下「基準植栽」という。）
(2) 基準植栽は、別表第7に掲げる樹木形状の換算を行うことができる。	(2) 基準植栽は、別表第6に掲げる樹木形状の換算を行うことができる。
5 接道部の緑化基準	
(1) 接道部の緑化基準は、接道部について、当該延長（単位をメートルとする。）に別表第8に定める割合を乗じて得た数値以上の長さを、樹木の植栽により緑化するものとする。	
(2) 前項の規定にかかわらず、同項の規定による接道部の緑化基準を遵守することが困難であると区長が認める場合は、この限りでない	
6 緑化の維持管理に関する基準 緑化にあつては維持管理体制を定め区に提出しなければならない。	
第2 樹木等の保存に関する基準	第2 樹木等の保存に関する基準
開発行為等を行う土地に、東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則（昭和54年板橋区規則第42号）第3条及び別表に規定する保存すべき樹木等の指定基準に該当する樹木等がある場合の当該樹木等の保存に関する基準は、原則として、次のとおりとする。	開発行為等を行う土地に、東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則（昭和54年板橋区規則第42号）第3条及び別表に規定する保存すべき樹木等の指定基準に該当する樹木等がある場合の当該樹木等の保存に関する基準は、原則として、次のとおりとする。
(1) 樹木 樹木は、原状のまま保存しなければならない。移植は、止むを得ない場合に限ってすることができるものとし、伐採は、これをしてはならない。	(1) 樹木 樹木は、現状のまま保存しなければならない。移植は、止むを得ない場合に限ってすることができるものとし、伐採は、これをしてはならない。
(2) 樹林及び竹林 樹林及び竹林は、原状のまま保存しなければならない。ただしその面積が、第1の2の一に定める必要緑化面積の割合を越えるときは、当該面積に相当する樹林地等を原状のまま一体として保存しなければならない。	(2) 樹林及び竹林 樹林及び竹林は、原状のまま保存しなければならない。ただしその面積が、第1の2の一に定める必要緑化面積の割合を越えるときは、当該面積に相当する樹林地等を原状のまま一体として保存しなければならない。
(3) 生けがき 生けがきは、原状のまま保存するよう努めなければならない。移植又は伐採をするときは、原状と同程度の規模の生けがきの復元に努めなければならない。	(3) 生けがき 生けがきは、原状のまま保存するよう努めなければならない。移植又は伐採をするときは、原状と同程度の規模の生けがきの復元に努めなければならない。
附 則（平成11年4月19日告示第435号） 平成11年4月1日より適用する。	附 則（平成11年4月19日告示第435号） 平成11年4月1日より適用する。
前 文（抄）（平成14年2月27日告示第67号） 平成14年4月1日から施行する。	前 文（抄）（平成14年2月27日告示第67号） 平成14年4月1日から施行する。
附 則（平成21年10月9日告示第348号） 平成21年10月9日より適用する。	付 則（平成21年10月9日告示第348号） 平成21年度10月9日より適用する。

附 則（平成27年3月20日告示第92号） 平成27年4月1日より適用する。	附 則（平成27年3月20日告示第92号） 平成27年4月1日より適用する。
附 則（令和4年7月7日告示第294号）	
1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。ただし、事業面積350平方メートル未満の土地については、令和5年4月1日から適用する。	
2 この告示の施行の際、現に都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定により施行が認可されている第一種市街地再開発事業、同法第11条第1項の規定により組合の設立が認可されている第一種市街地再開発事業、及び同条第3項の規定により事業計画が認可されている第一種市街地再開発事業に係るこの基準の適用については、なお従前の例による。	
3 この告示の施行の日から令和5年3月31日までの間は、この告示による改正前の東京都板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準により処理することができる。	

別表第1 必要緑化面積（事業面積350平方メートル未満）

必要緑化面積	
地上部	地上部の必要緑化面積＝地上部緑化対象面積×地上部緑化率
建築物上	

必要緑化面積

別表第2 必要緑化面積（事業面積350平方メートル以上）

必要緑化面積	
地上部	地上部の必要緑化面積＝地上部緑化対象面積×（1－建蔽率）×地上部緑化率
建築物上	屋上部の必要緑化面積＝屋上部緑化対象面積×0.2

別表第1 必要緑化面積

開発行為等	建ぺい率	必要緑化面積
地上部	大規模適用事業 10分未満の場合	地上部の必要緑化面積＝地上部緑化対象面積×（1－控除率）×（1－建ぺい率）×緑化率
	10分（1）及び（3）に該当しない場合	地上部の必要緑化面積＝地上部緑化対象面積×（1－控除率）×0.1
	大規模適用事業 10分6未満の場合	地上部の必要緑化面積＝地上部緑化対象面積×（1－控除率）×（1－建ぺい率）×0.5
地上部	10分6以上となる場合	地上部の必要緑化面積＝地上部緑化対象面積×（1－控除率）×0.2
	10分6以上となる場合	地上部の必要緑化面積＝地上部緑化対象面積×（1－控除率）×0.2
建築物上		屋上部の必要緑化面積＝屋上部緑化対象面積×0.2

別表第3 緑化率（事業面積350平方メートル未満）

事業面積 建蔽率	150平方メートル未満	150平方メートル以上250平方メートル未満	250平方メートル以上350平方メートル未満
10分の8以上	0.01	0.01	0.02
10分の6以上 10分の8未満	0.01	0.02	0.03
10分の6未満	0.02	0.03	0.04

別表第2 控除率

建築物の用途	控除率
専用住宅	0
共同住宅	0.2
その他	0.15

別表第4 緑化率（事業面積350平方メートル以上）

事業面積	緑化率
700平方メートル未満	0.2
700平方メートル以上850平方メートル未満	0.25
850平方メートル以上1,000平方メートル未満	0.3
1000平方メートル以上5000平方メートル未満	0.35
5000平方メートル以上	0.4

別表第3 緑化率

事業面積	緑化率
550平方メートル未満	0.25
550平方メートル以上700平方メートル未満	0.32
700平方メートル以上850平方メートル未満	0.38
850平方メートル以上1,000平方メートル未満	0.44
1000平方メートル以上	0.5

別表第5 緑被面積

分類	樹木及び地被類	緑被面積
低木	0.3メートル以上	0.4平方メートル
中木	1メートル以上	1平方メートル
小高木	植栽時2.5メートル以上3メートル以下	3平方メートル
高木	植栽時3メートルを超える	$(樹高 \times 1/2 \times 0.7)^2 \times 3.14$
	保存樹木若しくはこれと同等な既存樹木	$(樹高 \times 1/2)^2 \times 3.14$
※ 地被類	1平方メートル	1平方メートル (ただし屋上振替については0.5平方メートル)

(※地被類については屋上部に限る。)

別表第4 緑被面積

分類	樹木及び地被類	緑被面積
低木	0.3メートル以上	0.4平方メートル
中木	1メートル以上	1平方メートル
高木	3メートル以上	4平方メートル
大高木	4メートル以上	6平方メートル
	5メートル以上	9平方メートル
	6メートル以上	$(樹高 \times 0.7) \times (樹高 \times 0.7) \times 3 \times 0.25$
※ 地被類	1平方メートル	1平方メートル (ただし屋上振替については0.5平方メートル)

(※地被類については屋上部に限る。)

別表第6 振り替えることができる面積基準

振替先	緑化面積として振り替えることができる面積
地上部から屋上部又は壁面	地上部必要緑化面積×0.3以内
屋上部から地上部又は壁面	屋上部必要緑化面積以内

別表第5 振り替えることができる面積基準

振替先	建ぺい率	緑化面積として振り替えることができる面積
地上部から屋上部	10分の10未満の場合	地上部の必要緑化面積×0.3以内
	10分の10となる場合	地上部の必要緑化面積×0.5以内
屋上部から地上部		屋上部必要緑化面積以内

別表第7 樹木形状の換算

植込地	換算前	換算後
地上部緑被地	低木30本又は 中木12本	小高木(樹高3メー トル) 4本
	低木5本	中木2本
	複数の樹木	等しい樹冠投影面 積をもつ高木
屋上部植込地	低木30本又は 中木12本	小高木(樹高3メー トル) 4本
	低木5本	中木2本
	複数の樹木	等しい樹冠投影面 積をもつ高木
	小高木1本	中木3本
	中木2本	低木5本

別表第6 樹木形状の換算

植込地	換算前	換算後
地上部植込地又は 接道部植込地	低木10本又は中 木4本	高木1本
	低木5本	中木2本
	複数の樹木	等しい樹冠投影面積を もつ大高木
屋上部植込地	低木10本又は中 木4本	高木1本
	低木5本	中木2本
	複数の樹木	等しい樹冠投影面積を もつ大高木
	高木1本	中木4本
	中木2本	低木5本

別表第8 接道部緑化基準

事業面積	350	500	1,000	3,000	1万	3万
	平方	平方	平方	平方	平方	平方
	メー	メー	メー	メー	メー	メー
	トル	トル	トル	トル	トル	トル
	以上	以上	以上	以上	以上	以上
施設等	500	1,000	3,000	1万	3万	
	平方	平方	平方	平方	平方	
	メー	メー	メー	メー	メー	
	トル	トル	トル	トル	トル	
	未満	未満	未満	未満	未満	
住宅、宿泊施設	4/10	5/10	6/10	7/10		8/10
屋外運動競技施設、屋外娯楽施設 墓地、廃棄物等の処理施設	6/10	7/10			8/10	
工場、店舗 事務所 駐車場 資材置場 作業場	2/10	3/10	5/10	6/10	7/10	
庁舎、学校 医療施設 福祉施設 集会施設	5/10	6/10	7/10			8/10
上記以外の施設	2/10	3/10	6/10		7/10	